

古暦断見（上田博士に宛てて）

小川清彦

1. 緒言

本誌前号¹⁾において上田博士は「古暦診断学」と題し、さきに博士が『科学史研究』第3号に「具注暦断簡」なる題下に詳論されたところを敷衍される傍ら、拙稿「古暦管見」に認められた誤謬ならびに論述の迂遠な点につき御注意を賜ったことは筆者の感謝するところである。実のところこの誤りには別刷校正の際気づいたのでそこに追記として訂正しておいたのであるが、一般読者の眼には触れぬので追って後記を書く御約束をしておいた。然るに今回計らずも博士の玉稿に接したので少しく予定を変更してこの1篇を草することにしたのであるが、締切日の関係もあり、十分意を尽さざるところあるを遺憾とする次第である。

2. 古暦の節気

筆者が古暦の月朔推算を試みた経験に徴すると、宣明暦の節気は常に推算通りであり、決して月朔干支に見るような推算と暦面とが一致せぬというが如き事実には遭遇しないのである。すでに拙稿²⁾「宣明暦行用時代における推算と暦日」において詳論したように月朔は色々な規準によって推算から動かされたものであるが、節気に対してこのような規準は考え得ないであろう。また、かような事実があったとすれば夙に春海³⁾あるいは元圭⁴⁾によって指摘されてあるはずであるが左様な文献は見当らない。節気は古暦においてはいわばその大黒柱である。それを手軽に動かすことは誰人といえどもあえてし得ないところであろう。

1) 『天文月報』巻36、No.11(1943)

2) 「科学図書館」所収。http://fomalhautpsa.sakura.ne.jp/Science/OgawaKiyohiko/senmyoreki.pdf

3) 渋川春海

4) 中根元圭

然るに上田博士は『三正綜覧』から任意に拾い上げた3個の冬至につき、それが筆者の作製した節気表から割り出されるものと、いずれも1日違っている事実を挙げて、この節気表の実用性に多大な疑惑を投げかけておられるのであるが、これは『三正綜覧』をかなり毛嫌いされている博士としては似合わしからざる矛盾せる態度ではあるまいか。それとも『三正綜覧』の月朔は疑うべく冬至は信ずべしとするなんらか有力なる実証を博士は握られているのであろうか、これらの冬至を『三正綜覧』はどこから取り出してきたのであるかが当面の問題である。それは『日本長暦』からではなく、さりとして暦そのものからでもあるまい。もっとも博士は「もし『三正綜覧』の冬至が正しいならば」と「もし」の2字を冠している。これで見ると、別に確信を以て言われるのではなかろうことが推察される。とすれば博士の疑惑は強いて疑わんがための疑に過ぎず、無責任なる放言以外の何物でもないと言ってよかろうかと思うのである。筆者としてはこの場合「『三正綜覧』の冬至は『日本長暦』に合わず、『節気表』からの推算とも一致せぬから疑わしい」と論ずるのが、むしろ推理の常道を往くものではあるまいかと信ずるのであるがいかがであらうか。

3. 古暦の7曜日

博士の同定法では7曜日が基礎となっている。これは古暦の7曜日は現在のと連続しているとの確信の下に打立てられたものであるが、筆者は最近この事実にも多少疑を挟ましめる如き文献に接したのである。それは東京天文台所蔵大永年間の著述と思われる宣明暦解説書に「京暦と地方暦とは7曜日が2日喰い違っている」ことが述べられているのである。而してこの記載からすぐ想起されるのは拙稿において不可解として匙を投げた応徳2年暦断であらう。

筆者はこの記載にもかなり疑を抱くものであるが、もし（このもしは博士のもしの如き無責任なるもしでないことを諒せられたい）果してかような事実があったとすれば、博士が抛って以って金城鉄壁と恃んだところの根拠も無残土崩瓦壊

第1表 昭和18年暦へ加うべき数

年号	西紀	加う	年号	西紀	加う
弘化元	1844	21.02	安政六	1859	39.66
二	45	26.26	万延元	60	44.90
三	46	31.51	文久元	61	50.14
四	47	36.75	二	62	55.38
嘉永元	48	41.99	三	63	0.62
二	49	47.23	元治元	64	5.87
三	50	52.48	慶応元	65	11.11
四	51	57.72	二	66	16.35
五	52	2.96	三	67	21.59
六	53	8.20	明治元	68	26.84
安政元	54	13.44	二	69	32.08
二	55	18.69	三	70	37.32
三	56	23.93	四	71	42.56
四	57	29.17	五	72	47.80
五	1858	34.41	六	1873	53.05

第2表 二分二至へ加うべき数

春分へ		夏至へ		秋分へ		冬至へ	
		四月節	13.2			十月節	15.5
正月中	30.1	四月中	28.7	七月中	29.1	十月中	30.4
二月節	45.0	五月節	44.3	八月節	44.6	十一月節	45.2
三月節	15.2	六月節	15.8	九月節	15.2	十二月節	14.8
三月中	30.5	六月中	31.5	九月中	30.3	十二月中	29.6
		七月節	47.2			正月節	44.3

せざるを得ないであろう。

節気といい、7曜日といい、それにつけても古暦の徹底的調査が望ましいものである。

4. 天保暦の節気

拙稿において筆者が天保暦の節気の割り出し方についてあまり簡略に述べたことが、素人にはできない相談であると非難されたので、ここに少しくその方法を述べて読者の御参考に供したい。ちなみに素人にはできない相談というのはむしろ博士の方法全体に対して申す方が適切ではないかと愚考するものである。由来素人には数値計算は極く簡単なものを除いては不向であることをよく飲み込んでいねばならぬ。

さて、天保暦の節気を見出すには、昭和18年暦に記載してある2分2至の干支指数に時刻をつけたものに第1表の補正を施す。たとえば安政5年ならば34.41を加えるのである。2分2至の場合にはこの結果が直ちに求める節気の干支指数となるが、他の節気の場合にはなおもう1つ第2表によって、近い2分2至の値に表示の数値を加えればいい。たとえば6月中を求めるには第1表の補正を施して見出された5月中(夏至)のそれにさらに31.5を加えればいいのである。この第2表は上田博士によりて与えられた、第1表(『科学史研究』第3号)を書き変えたものであることを御断りしておく。ただし同表7月節の数値は誤記であるから訂正しておいた。

ちなみに現代の節気干支は20年の間隔を置いて1気ずれて、ほぼ一致するものである。特に103年の間隔を置いては同じ節気の干支が時刻までもほぼ一致する。たとえば弘化元年(天保15年天保暦)の節気干支は昭和22年におけるそれと合致するのである。この点において天保暦はなお今後の用にも役立つものであることを注意しておきたい。

	明治六年暦	明治二十六年暦	明治十六年暦	明治三十六年暦
小寒	丁巳 一月五日大	丁亥 一月五日大	庚戌 一月六日大	己酉 一月二十一日
大寒	壬申 一月二十日立	丁巳 一月二十日小	甲子 一月二十日立	甲子 二月五日
立春	丁亥 二月四日雨	辛未 二月三日大	己卯 二月四日雨	己卯 二月二十日
雨水	辛丑 二月十八日啓	丙戌 二月十八日立	甲午 二月十九日啓	甲午 三月七日
啓蟄	丙辰 三月五日春	辛丑 三月五日雨	己酉 三月六日春	己酉 三月二十二日
春分	辛未 三月二十日清	丙辰 三月二十日啓	甲子 三月二十一日清	甲子 四月六日
清明	丁亥 四月五日穀	辛未 四月四日春	己卯 四日五日穀	乙卯 四月二十一日
穀雨	壬寅 四月二十日立	丁亥 四月二十日清	甲午 四月二十日立	乙未 五月七日
立夏	丁巳 五月五日小	壬寅 五月五日穀	庚戌 五月六日小	庚戌 五月二十二日
小満	癸酉 五月二十一日芒	戊午 五月二十一日立	乙丑 五月二十一日芒	丙寅 六月七日
芒種	己丑 六月六日夏	癸酉 六月五日小	辛巳 六月六日夏	壬午 六月二十三日
夏至	甲辰 六月二十一日小	乙丑 六月二十一日芒	丁酉 六月二十二日小	丁酉 七月八日
小暑	庚申 七月七日大	乙巳 七月七日夏	壬子 七月七日大	癸丑 七月二十四日
大暑	丙子 七月二十三日立	辛酉 七月二十三日小	戊辰 七月二十三日立	己巳 八月九日
立秋	辛卯 八月七日処	丙子 八月七日大	甲申 八月八日処	甲申 八月二十四日
処暑	丁未 八月二十三日白	壬辰 八月二十三日立	己亥 八月二十三日白	庚子 九月九日
白露	癸亥 九月八日秋	丁未 九月七日処	乙卯 九月八日秋	乙卯 九月二十四日
秋分	戊寅 九月二十三日寒	癸亥 九月二十三日白	庚午 九月二十三日寒	庚午 十月九日
寒露	癸巳 十月八日霜	戊寅 十月八日秋	丙戌 十月九日霜	乙酉 十月二十四日
霜降	戊申 十月二十三日立	癸巳 十月二十三日寒	辛丑 十月二十四日立	庚子 十一月八日
立冬	癸亥 十一月七日小	戊申 十一月七日霜	丙辰 十一月八日小	乙卯 十一月二十三日
小雪	戊寅 十一月二十二日大	癸亥 十一月二十二日立	辛未 十一月二十三日大	庚午 十二月八日
大雪	癸巳 十二月七日冬	戊寅 十二月七日小	乙酉 十二月七日冬	乙酉 十二月二十三日
冬至	戊申 十二月二十二日	壬申 十二月二十一日大	庚子 十二月二十二日小	庚子 一月七日

5. 節気干支と月朔干支の同時回帰（再考）

この同時回帰の年数については、さきに拙稿において公算上の観点から簡単な推定を試みたのであったが、その論法には多少欠点があることに最近気づいたので、ここに再び取り上げてみる。

さて節気の日付はその月の朔を含む 30 日以内に拘束されている。即ち中気ならば朔後 30 日間、節ならば朔の前後 15 日以内に限られている。^{しこう}而してある月朔干支は平均 60 年を以て回帰するが、その 1 つ 1 つにこれらの 30 の日付が結びつくはずであるから、全部の組合わせを完了するまでには平均 $60 \times 30 = 1800$ 年を要するということになる。それであるから実際はこれより多少短かいものもあるであろうという推定がつく。結局筆者がさきに述べた 1200 年という見積りは大体において正鵠^{せいこく}を得たものといえるであろう。

この公算上の考から割り出した循環期は、古暦を統計的に調べてみた結果から誘導される結論とも合致することは興味ある事実といえよう。

今試みに神田¹⁾氏『便覧²⁾』に拠り西紀 860～1682 間における正月甲子朔の歳を取り出し、次に節気表によって正月中の干支を求め、それに日付をつけてみると次表のようである。

年号	世紀	正月中	年号	世紀	正月中
貞観 5	863	戊子 25 日	正平 9	1354	癸未 20 日
延喜 20	920	丁亥 24 日	文安 4	1447	辛卯 28 日
永延元	987	己卯 16 日	文明 10	1478	甲戌 11 日
寛徳元	1044	丁丑 14 日	永正元	1504	庚寅 27 日
天永 2	1111	己巳 6 日	元龜 2	1571	辛巳 18 日
仁安 3	1168	丁卯 4 日	慶長 7	1602	甲子 1 日
寛喜 2	1230	癸巳 30 日	寛文 4	1664	己丑 26 日

即ちこの期間に正月甲子朔の歳は 14 回あり、かつ中気の日付は皆異なっている。したがって総ての日付が現われる年数は大体、

$$800 \times \frac{295}{14} = 1680 \text{ 年}$$

1) 神田茂

2) 『年代対照便覧並陰陽暦対照表』

ということになり、前の推定と合致することを知るのである。

筆者が前稿において $60 \times 60 = 3600$ としたのは誤りであって、今述べたように節気は月朔を含む 30 日以内に拘束されるから $60 \times 30 = 1800$ とせねばならぬのである。

6. 節気の日付に就て

前項におけると同じような調査を立春正月節戊申の歳について行ってみると下表の如くである。

この表から次の 2 つの事実が知られよう。

第 1 に節気の日付が 10、9、8 日と連続せるものと 24、23 日及び 3、2 日と連続せるものがある。^{しこう}而してその間隔は 103 年あるいは 160 年である。103 年の方とはもかく 160 年は 5 年の倍数であるからこの間隔を持つものの月建は等しい。したがって両者を月建によって識別することは不可能ということになる。しかしこの場合といえども 7 曜日が知れておれば両者の識別に困難はない。

それであるから暦が京暦とは異なる地方暦で両者の月朔干支が異なる場合、あるいは長暦の月朔干支が誤っている場合に、月建も 7 曜日も分からぬ暦断にあつては、なお他の補助材料が利用できぬ限り、これらの各組の中の年代を識別することは全然不可能であるということになるわけである。

年号	月	朔	世紀	節気日附
延喜 4	正月	丁酉	904	正月 12 日
永観元	12 月	壬午	983	12 月 27 日
寛弘 4	正月	己亥	1007	正月 10 日
応徳 3	12 月	乙酉	1086	12 月 24 日
天永元	正月	庚子	1110	正月 9 日
文治 5	12 月	丙戌	1189	12 月 23 日
文永 7	正月	辛丑	1270	正月 8 日
正応 5	12 月	戊子	1292	12 月 21 日
文中 2	正月	甲辰	1373	正月 5 日
応永 2	12 月	庚寅	1395	12 月 19 日
文明 8	正月	丙午	1476	正月 3 日
天正 7	正月	丁未	1579	正月 2 日
万治元	閏 12 月	癸巳	1658	閏 12 月 16 日
天和元	12 月	庚辰	1681	12 月 29 日

しかしながら、これは考え得べき極めて極端な場合を取り上げたまでのものであって、かような場合まで突き込んで考えればキリがないであろう。その生起すべき公算は如何と考えるのみだけでも、まず単なる杞憂に過ぎぬと申してよいであろう。古暦年代の同定上、長暦の利用を心配するなども、程度の差こそあれ、これに類する杞憂ではあるまいかと思う。これは少し戯談ではあるが、筆者などは『三正綜覧』を盲信し、まず結果だけを出し、横槍が入ったら謝れば良からうとも考えるのである。もっとも『三正綜覧』の代りに『便覧』を利用すれば謝る心配は絶無であるとは信じている。

第2に節気が19日であるものに対して、その前後にあたる18日、20日が欠けている。この事から戊申立春正月節を含む12月朔が辛卯であっても、己丑であってもせんみょうれき宣明暦に関する限り、その年代は応永2年に間違いはないということになるわけである。しこう而してこの場合、暦と長暦の朔が1日違うことの解釈としては、暦が京暦と異なる地方暦であるか、あるいは長暦の朔が誤っているためであるとするのである。もっともこの場合なお21日（正応5年）が20日になっていることも考えられるが、公算の上から考えてまず左様な場合までも考慮する必要はないであろうと思う。

7. 古暦年代の同定法に関する新考察

かようにして筆者は古暦年代の同定法に関する新考察に到達した。これには上田博士の御批判による示唆の与えて力があつたことを感謝する次第である。

この新考察は3種ある。第1法は前諸項に述べたところから直ちに帰結されるものであり、第2法はさきの拙稿において説いたところの方法において朔と節気しこうの取扱方（順序）を逆にしたものである。しこう而してこれら新方法の特徴と言わべきものは、それに使用する長暦は必ずしも『便覧』であることを要せず、手もとにあり合わせのものでさしつかえなきことであり、この点研究者には大いに便利であろう。しこう而して第3の方法はそれをさらに一歩進めたものである。

i. 第1の方法

たとえば12月庚寅朔戊申立春正月節とある曆断があるとする。『三正綜覧』を繰り12月庚寅朔とある歳を取り出し、拙稿所掲の節気表によって正月節の干支を求める。この場合に注意すべきことは西紀年数を1つだけ増して表を引くことである。^{しこう}而して見出された節気干支を庚寅と対照してその日付を出すのであるが、節気が12月中であれば別に言うことはないが、この場合の如く翌月の即ち正月節である場合には節気干支が庚寅よりも30日以上後になることがある。左様なものは日付が正月になるのであるから、除くとすれば、結局次の6個年が選びだされることになるであろう。

年号	世紀	正月	節	年号	世紀	正月	節
応和元	961	壬子	23日	天文14	1545	乙卯	26日
治承2	1178	庚戌	21日	慶長17	1612	丙午	17日
長享2	1488	丙辰	27日	寛文9	1669	乙巳	16日

この中に当の19日に合致するものはなく、またその前後180、20日に当たるものもないから、総て否定されることになる。そこで次にさらに1日後のもの即ち12月辛卯朔のものを取り出して同様の操作を繰り返すと次表のようになる。これは決して少しも面倒な仕事ではなく、期待に富みすこぶる面白くかつ楽な仕事であることを保証する。

年号	世紀	正月	節	年号	世紀	正月	節
延喜4	904	癸丑	23日	延元3	1338	乙酉	19日
保安2	1121	辛亥	21日	応永2	1395	戊申	18日
健保2	1214	己未	29日	慶安元	1648	乙卯	25日
文永8	1271	戊午	28日				

この結果からこの曆断の年代は応永2年であることが推定されるであろう。^{しこう}而して曆の方で庚寅朔となっているのは、それが地方曆であるためか、あるいは『三正綜覧』の朔が誤っているかの両者いずれかによるのであると判断されるのである。

この調査はこの場合これで完了するのであるが、この第2段の探査でも未だ満

足な結果をみないとすれば、なお第3段の調査として12月己丑朔としてやってみるのである。

参考のため今の場合、これをやってみた結果を次に示しておこう。

年号	世紀	正月	節	年号	世紀	正月	節
寛仁2	1018	辛亥	23日	元中2	1385	丙辰	28日
嘉禎元	1235	己酉	21日	享徳元	1452	丁未	19日
嘉暦3	1328	丁巳	29日				

ここに注意すべきことは上田博士の如く暦面の節気干支と推算との不一致を考えている人にとっては、月建も7曜日も記されていない（^{しこう}而して左様な暦断が普通なのである——^{おわ}少くとも鑑定を竣っているものでは）ものでは延元3年(1338)応永2年(1395)、享徳元年(1452)の3者間を識別することができないであろうことである。

ii. 第2の方法

まずさきの拙稿において説明しておいた方法にしたがって既掲の「節気表」と基本周期とを利用して、その節気干支を持つ年代を算出するのである。もしそこで述べたような60枚の「節気年代一覧表」が作製してあれば、直ちにそれから読みとれば足るわけであるが、1日の場合に計算するのも別に面倒な仕事ではなく、間違いをひき起しやすいような性質の計算でもないのである。

次に『三正綜覧』を引いてそれらの各年代の月朔を書き出す。それと節気干支とを対照してこの節気の日付を決定する。これは中気の場合には問題はないが、節の場合には前月になることもあるのを注意すべきである。

かくして得た結果の一覧表と暦面とを対照することによって最後の結論が引き出せることになるであろう。

例を12月19日戊申正月節に採ってみよう。そうすると西紀860～1682間に次の13個年が算出される。

904、984、1007、1087、1110、1190、1270、1293、1373、1396、1476、1579、1659、1682.

これらの歳の正月朔の干支に照して戊申が後（即ち正月）にあるか前（即ち前年12月）にあるかが分かるから、この場合には前にあるものだけを採用。そうしてその月朔即ち前年12月か閏12月朔の干支に照らして正月朔の日付を付けると次のようである。

年代	西紀	朔	節気の日付
永観元	983	壬午	12月27日
応徳3	1086	乙酉	〃24日
文治5	1189	丙戌	〃23日
正応5	1292	戊子	〃21日
応永2	1359	辛卯	〃18日
(万治元	1658	癸巳	閏12月16日)
天和元	1681	庚辰	12月29日

この表から暦面に合致するものは見出されないのであるが、それと1日違いのものはただ1つあり、それは応永2年であるから、この歳を以てこの暦断の年代であると結論するのである。^{しこう}而してこの月朔が辛卯となっているのは、『三正綜覧』の朔が誤っているか、あるいは暦そのものが京暦と異なる1種の地方暦であるかに由るのであろうと判断されるのである。^{しこう}而してこの点は他の補助材料によって決断が下されるわけである。

なお、参考のため立春正月節丁未及び己酉が12月中になる歳について同様の調査を試みると次のようである。

それであるから上田博士の如く長暦の朔月のみでなく、「節気表」の適正度に

立春12月丁未の歳				立春12月己酉の歳			
年号	世紀	12月朔	立春日付	年号	世紀	12月朔	立春日付
元慶4	880	庚辰	28日	延長4	926	甲申	26日
庚治2	1143	癸未	25日	長元2	1029	乙酉	25日
寛元4	1246	丙戌	22日	長承元	1132	丁亥	23日
享徳元	1452	己丑	19日	嘉禎元	1235	己丑	21日
弘治元	1555	庚寅	24日	延元3	1338	辛卯	19日
				明慶7	1498	壬辰	18日
				慶長6	1601	甲午	16日
				寛永元	1624	辛巳	29日

も疑を挟むとすれば延元3年(1338)も享徳元年(1452)も応永2年(1395)と共に考慮に入れなければならないわけである。^{しこう}而してその間の識別は他の補助材料ないし文献的調査に俟たねばならぬことになる。それがない場合にはそのまま放り出すほかはないが、それでいいのであろう。

iii. 第3の方法

かように考えていくと必然の推進として、なお第3方法のあることに想到するであろう。これは平朔法とも称すべきものであって、全然長暦の力を借りることなく、単に1枚の「平朔表」があれば足りるのである。しかもその上になお節気は『宣明暦』^{せんみょうれき}のを即ち既掲の「節気表」を、そのまま使ってもさしつかえないのであるから調査の道具立ては簡単きわまるものとなるわけである。ただこの場合には候補者として取り出される歳が1個年2個年に止まらず、数個年に及ぶべきことが想像される。それらは繰返して述べたように他の補助材料を駆使して識別するのである。

これを要するにこの新考案においては『宣明暦』^{せんみょうれき}に限らず、『支那暦』でも『貞享暦』でも『地方暦』でも、すべて一般の古暦に『宣明暦』^{せんみょうれき}の節気表を適用し得ると考えられるのである。

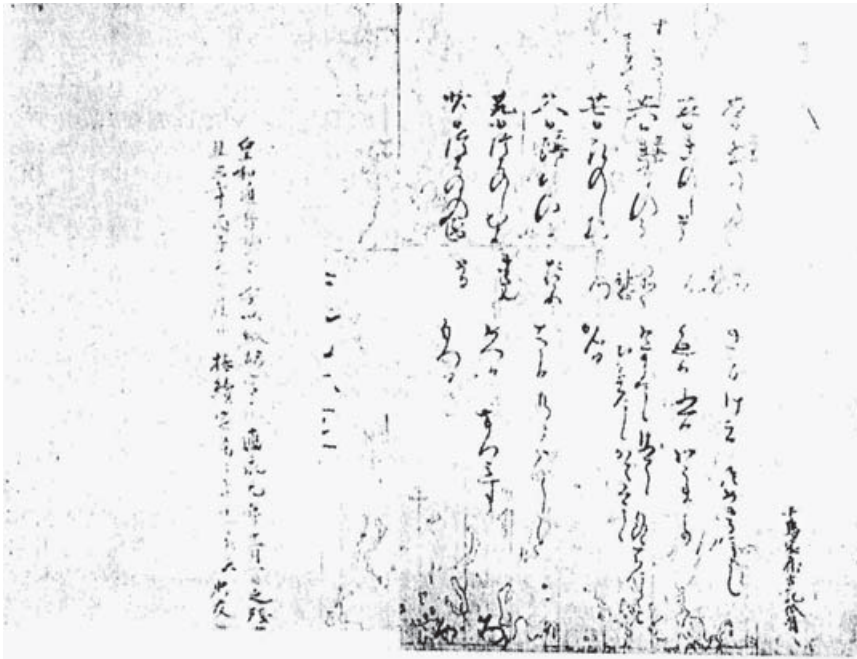
これを要するに筆者の方法はもちろん博士御自讃の検討法といえどもなお十分再考の余地あることをお互に認めたいものである。

8. 応永2年暦断について

拙稿における応永2年暦断に関する検討は、あまり一方に考え過ぎたために陥った失敗であった。その上、十二直の運用法が極めて未熟であり、稚拙であったことはお恥しい次第である。これは常識的に判断していけば、ちょっと『便覧』を参照するだけでも事は簡単に運ぶのであった。

ちなみにこの暦断の体裁ならびに12月とあるのを無視すれば応永34年正月も暦断の文面には適合するのである。

応永 2 年曆断



9. 応徳 2 年曆断について

拙稿発表後この曆断に関する 2 個条の示唆に接することを得たからここに紹介しておこうと思う。その 1 は前に述べたような『宣明曆』に関する古写本の記述せんみょうれきであり、これによれば 1 種の地方曆であったろうとして、筆者がそこに結論したような「不可解」は解消するわけであり、上田博士にとりては痛い事実であろう。

第 2 は故某博士の「手控え」をちょっと拝見する機会に恵まれた折に注意をひいたことである。それによると嘉禎元年（西紀 1235）4 月朔は『皇和通曆』に癸亥とあるが、これを甲子として 17 日の七曜日を求めると日曜となりこの日記曆の記載に一致する。しかもこの年は後一条天皇の 200 回忌に当たっているから考慮すべき価値があろうというのである。

この両説のいずれを採る方が妥当な見解とみるべきであろうか、今はただ読者の判断に任せておくこととする。

10. 博士の方法並に所説に対する所感雑感

最後に博士の方法に対する筆者の忌憚なき所感を述べさせて頂きたい。筆者の鈍感に由るのかもしれないが、博士の縷説にかかわらず、博士の方法に対して「管見」に述べたところの所見は今日といえどもなお別に改むる必要を感じないのである。なおここに付言したいと思うが、博士の方法は一見したところ、族年法と呼ぶべきもののようであるが、これはむしろ月建法と称する方が適切なようである。博士はまず大体の年代を仮定して1つの歳を定め、その前後に各数個の族年を書き列べられる。したがって厳密を要する場合には、最初から数個の歳を200年位の間隔をおいて設定した上、それぞれに属する族年を書き列べねばならないであろう。而^{しこう}してこれら4、50個の年代は、月建の適用によって初めてその大部分が抹殺されるのであるが、月建の利用が不可能な多くの曆断に対しては、そのまま一々不安なる長曆に引き合わせてみねばならぬわけで、「もう此辺で『三正綜覧』を引いてもよかろう」などと得意になることはできない相談であろうと思うのである。

また博士がさきの論文において取扱われた「南部曆の1例」では「間違った記録からは解が得られなかったことは此方法の健全なることを意味するものと称えて宜しいかと思われる」と述べられたのは、失礼ながら児戯に類する言い草ではあるまいか。6月癸卯朔と7月壬寅朔とが両立し得ざること位のことは3歳の幼児といえどもよくこれを知る。方法の健全なると否とは問題ではない。これでは最初からテンデ手の着けようがないはずである。

なお博士が「節気表」に西紀を記載したことに対して投げられた御批評に対しては、それは単に研究者の参考に供えたまでであって、『宣明曆』^{せんみょうれき}がその時代まで行われたと否とは問うところではないのであると御答えするのみである。

しかしながら、かようなことは全く枝葉の問題である。博士が拙論に対して与えられた懇切なる御批判は筆者を反省せしめ、結局前項に述べた如き^{ごと}新考察に到達する動機となったのである。この点博士に対し深厚なる謝意を表する次第である。

-
- ・『小川清彦著作集 古天文・暦日の研究——天文学で解く歴史の謎——』（齊藤国治・編著、皓星社、1997所収）
 - ・読みやすさのために、適宜振り仮名をつけた。
 - ・理解を助けるために脚注を附した。
 - ・明らかに誤植と認められる箇所は訂正した。
 - ・書名には『 』を附した。
 - ・PDF化には $\text{L}^{\text{A}}\text{T}_{\text{E}}\text{X} 2_{\epsilon}$ でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。
 - ・科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」
<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

・「科学図書館」に新しく収録した文献の案内，その他「科学図書館」に関する意見などは，

「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか，書き込みください。